

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
東関東支部の会員学習グループに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「協会」といいます）東関東支部の会員が集って、会員相互の交流及び研鑽をするための会員の学習グループ（以下「会員学習グループ」といいます）について定めることを目的とします。この内規に定めていない項目については、協会の会員学習グループに関する規程に準ずるものとし、支部の幹部会において決定するものとしします。

(会員学習グループの結成等)

第2条 会員学習グループは結成に当たり次の各号に該当することを要します。

1. 会員学習グループを結成しようとする会員は、東関東支部長に対して、所定の様式に結成の主旨と目的、会の名称、代表者名及び代表者の連絡先等を記載し、加入を予定している者（以下「加入者」といいます）の名簿、活動計画書を添付して、承認を受けなければなりません。
2. 会員の構成については次の要件に該当することを要します。
 - ① 10人以上30人以下の加入者があることとします。
 - ② 原則として過半数以上が東関東支部の会員とします。
 - ③ 原則として協会会員以外の参加が1割以下とします。
 - ④ 代表者は東関東支部の会員とします。
3. 会員学習グループの名称、代表者、代表者の連絡先が変更になった場合、又は、会員学習グループを解散する時には所定の様式にて、すみやかに東関東支部長に届け出なければなりません。

(会員学習グループの活動)

第3条 会員学習グループは、次に掲げる活動をするものとしします。

1. 会員学習グループ加入者の相互研鑽に資するための学習、並びに東関東支部との連絡及び協力等
2. 会員学習グループは、年に一度以上、支部報や支部イベント及び幹部会等において活動成果の報告をすることとします。
3. 会員学習グループは、毎年度の活動実績、経理状況、加入者氏名、翌年度の活動計画を、所定の様式により、毎年5月末までに東関東支部長に報告するものとしします。
但し、会員学習グループは原則として営利活動を実施してはならない。

(ポイント付与)

第4条 ポイント付与については、毎年5月末提出の活動報告に基づき審査のうえ、自己研鑽の記録として会員ごとに登録します。

(会員学習グループの解散)

第5条 次の各項に該当する場合、会員学習グループを解散することができる。

1. 会員学習グループから解散の申し入れがあった場合。
2. 第2条の結成条件が満たされなくなった場合。
3. 第3条の会員学習グループの活動を履行しない場合。
4. 会員学習グループが産業カウンセラー倫理規定に違反していると認められる場合。

付則

- 1) 平成19年10月1日制定、平成19年4月1日に遡及して施行。
- 2) 平成25年5月16日改正、即日施行。
- 3) 平成29年9月21日改正、平成29年4月1日に遡及して施行。